

## 選考採用試験（係長級）

### 小論文試験課題（60分）

#### 注意事項

1. 問題の解答は、別紙の原稿用紙に記入してください。
2. 原稿用紙に、氏名を忘れずに記入してください。

【問】 経済連携協定について、以下の設問に対して 600 字程度で自由に論じてください。

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）とは、2以上の国（又は地域）の間で、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の要素（物品及びサービス貿易の自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定をいいます。

日本は現在、ASEAN、オーストラリア、メキシコなど15の国・地域と経済連携協定を締結し発効しています。

これら経済連携協定が締結し発効されたことによって、我々の身近な日常生活への影響を含めて、我が国の社会にどのような影響がもたらされたと考えますか。

(別添)

## 参考資料

日本が締結し発効している経済連携協定のうち、日豪経済連携協定の概要を添付しますので、経済連携協定をイメージする際の参考としてください。

なお、あくまでもサンプルとして日豪経済連携協定を参考資料としたものであり、当該協定の内容のみをもって回答に予断を与えるものではありません。

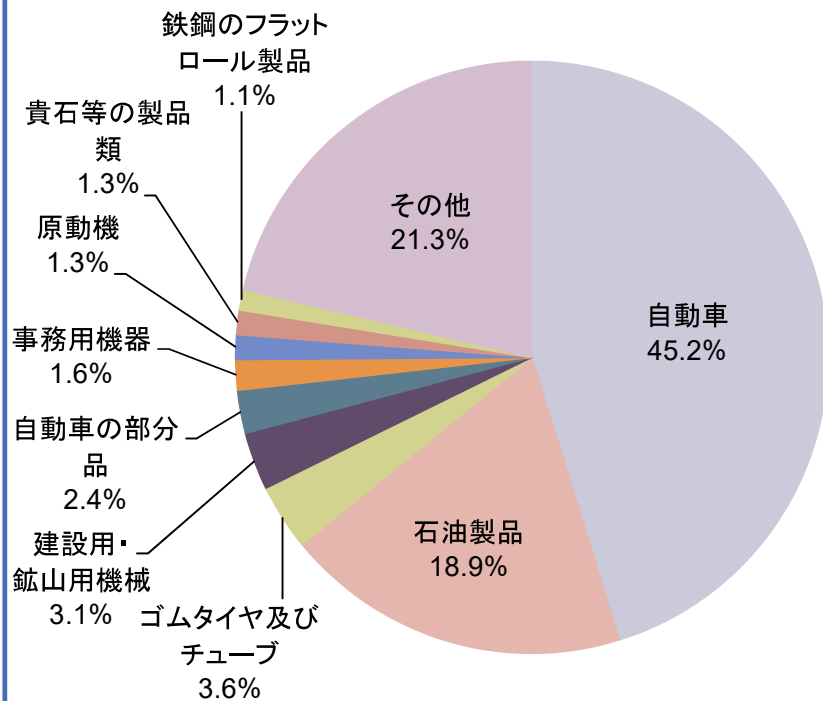
(出典元：財務省税関ホームページ)

# 1. 日豪貿易関係

豪州は日本にとって第4位の貿易相手国(1位:中国、2位:米国、3位:韓国、4位:豪州)

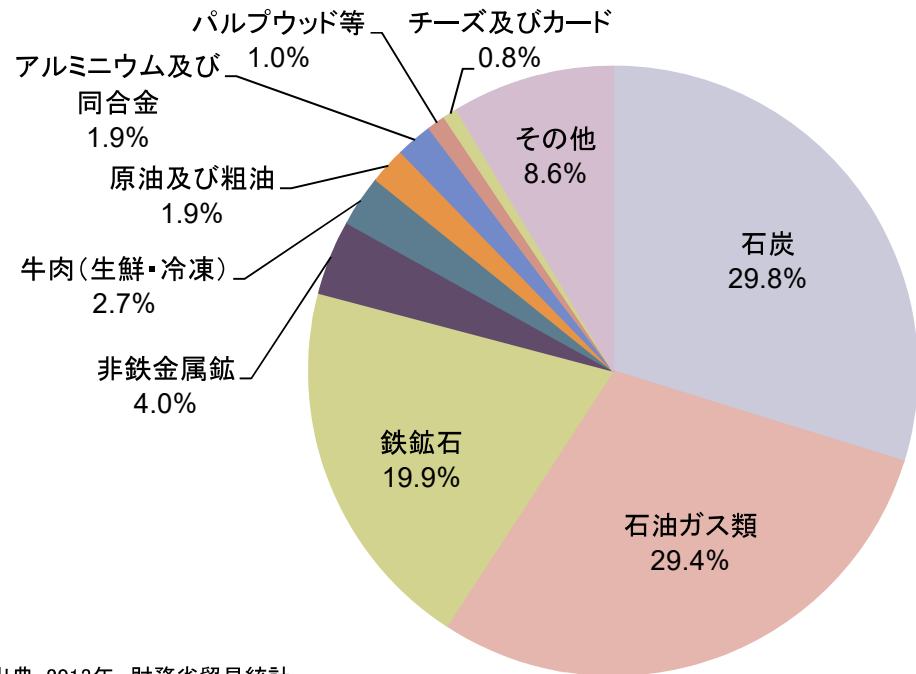
日本は豪州にとって第2位の貿易相手国(1位:中国、2位:日本、3位:米国、4位:韓国)

出典: 2013年、IMF-DOTS



輸出 (日→豪)

1兆6,556億円



出典: 2013年、財務省貿易統計

輸入 (豪→日)

4兆9,769億円

## 2. 日豪EPAの意義

- 戦略的パートナーである豪州との経済連携の強化・二国間関係の緊密化  
(これまでの二国間EPAパートナーで最大の貿易相手国)
- 豪州市場における日本企業の競争力を確保しつつ、エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化
- アジア太平洋地域のルール作りを促進(貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等)

### 3. 日豪EPAの経緯

2005年4月	日豪首脳会談において、政府間の共同研究を開始することで一致。
2006年12月	全5回の研究会合を開催し、共同研究報告書を取りまとめ。
	安倍総理大臣とハワード首相(当時)の日豪首脳電話会談において、日豪EPA交渉を開始することを決定。
2007年4月	交渉開始(第1回交渉会合を開催)
	(2012年6月までに計16回の交渉会合を開催)
2014年4月	安倍総理大臣とアボット首相の日豪首脳会談において、大筋合意を確認。
2014年7月	安倍総理大臣とアボット首相が協定に署名
2014年11月	(日本側)臨時国会において承認

## 4. 協定の構成

<p style="text-align: center;"><b>物品の貿易</b></p> <p>関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等を規定。本協定に基づき関税を撤廃又は削減した原産品に対して、二国間セーフガード措置の適用のための規則を定める。また、一定の条件の下で特定の農産品に関する特別セーフガード措置を定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>原産地規則</b></p> <p>本協定上の税率が適用される原産品の要件を定める。本協定においては、これに基づく税率を受けるための手続として、輸入通関時に、①従来の第三者機関が発給する原産地証明書の提出のほか、新たに、②原産性について製品の輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが作成した書類の提出によることも可能とした。</p>
<p style="text-align: center;"><b>税関手続及び貿易円滑化</b></p> <p>税関手続の透明性、関税法令の適正な執行及び物品の速やかな通関のための枠組みを定めるとともに、協力・情報交換を促進。</p>	<p style="text-align: center;"><b>電子商取引</b></p> <p>電子送信に係る関税不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者及び個人情報の保護等について規定。情報交換、中小企業及び非政府機関の電子商取引の利用促進等に係る協力についても定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>衛生植物検疫</b></p> <p>情報交換による協力の促進、科学的協議等を行う小委員会を設置。小委員会の調整及び相手国の照会に応ずる調整当局を指定。</p>	<p style="text-align: center;"><b>投資</b></p> <p>投資財産設立段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止、投資家対国家の紛争解決手続について再協議を行うことを定める他、ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。また、外資の投資審査基準額を緩和。</p>
<p style="text-align: center;"><b>強制規格・任意規格・適合性評価手続</b></p> <p>国際規格等の扱い、相手国の強制規格及び適合性評価手続の扱い、強制規格等の作成における透明性について定める。情報交換や協議を行う小委員会を設置。</p>	<p style="text-align: center;"><b>競争</b></p> <p>競争を促進するために、各国が適当と認める措置をとるとともに、反競争的行為に対する取組に関して協力すること、消費者保護を促進するために情報交換等を行うこと等を定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>食料供給、エネルギー・鉱物資源</b></p> <p>食料及びエネルギー・鉱物資源分野の重要性にかんがみ、安定的な供給、特定の品目について輸出を制限する措置を導入しないよう努めることを約束し、輸出の制限を導入する場合でも制限の限定・情報提供・協議等について規定。食料供給章が日本のEPAに規定されるのは本協定が初。</p>	<p style="text-align: center;"><b>知的財産</b></p> <p>十分に効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、侵害に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとることを定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>サービス</b></p> <p>内国民待遇、最恵国待遇、数量・外資規制、現地における拠点等に関する規律を定める。ネガティブリスト方式(留保を付した分野以外は自由化を約束)を採用。電気通信サービス、金融サービスについても追加的な約束を規定。</p>	<p style="text-align: center;"><b>政府調達</b></p> <p>政府調達市場への参加を促進するため、内国民待遇及び無差別待遇、入札等の調達手続、調達の効果を減殺する措置の禁止、透明性の確保等について定める。</p>
<p style="text-align: center;"><b>自然人の移動</b></p> <p>商用訪問者、企業内転勤者、投資家等の自然人、また、その配偶者と子に対する入国及び一時的な滞在の許可に関する約束を規定。手続の簡素化、迅速化及び透明性の向上についても定める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>経済関係の緊密化</b></p> <p>経済関係の一層の緊密化を目的として、貿易及び投資の促進につき協議するために、政府関係者に加え、産業界関係者も招請可能な小委員会を設置。</p>

## 5. 関税撤廃の概要

### 協定発効後10年間で往復貿易額の約95%の関税撤廃

- 日本からの輸入額の約99.8%の関税撤廃
- 豪州からの輸入額の約93.7%の関税撤廃

		豪州→日本		日本→豪州		往復貿易額	
		(億円)	(割合)	(億円)	(割合)	(億円)	(割合)
	即時撤廃	46,165	92.8%	14,402	82.7%	60,568	90.2%
	段階的撤廃 (10年以内)	432	0.9%	2,981	17.1%	3,413	5.1%
	自由化	46,597	93.7%	17,384	99.8%	63,980	95.3%
輸入総額		49,731		17,414		67,145	

(出典) 日本側輸入額：財務省貿易統計（2013年）  
豪州側輸入額：豪州貿易統計（2013年）

(注) 為替レートは、税関公示の外国為替換算レート（2013年）の年間平均値 1ドル=93.54を使用。



## 5. 関税撤廃の概要

### ◆豪州市場へのアクセス

#### 鉱工業品：

大部分の品目につき即時関税撤廃

自動車：完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃, 残る完成車も3年目での関税撤廃

自動車部品：即時を含む主に3年目以内での関税撤廃

鉄鋼：即時又は5年目での関税撤廃

一般機械・電気電子機械（いずれも自動車部品を除く。）：即時関税撤廃

#### 農林水産品：

全ての品目につき即時関税撤廃

## 5. 関税撤廃の概要

### ◆日本市場へのアクセス

**鉱工業品**：ほぼ全ての品目につき即時～10年間で関税撤廃

**農林水産品**：

コメ：関税撤廃等の対象から除外

小麦：食糧用：将来の見直し

飼料用：食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化

牛肉：冷凍：段階的に18年目に19.5%まで削減（現行税率38.5%）

冷蔵：段階的に15年目に23.5%まで削減（現行税率38.5%）

※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入

乳製品：脱脂粉乳，バター：将来の見直し

プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当（枠数量を20年間かけて  
4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件）

砂糖：一般粗糖，精製糖：将来の見直し

高糖度粗糖：精製用について無税とし，調整金は糖度に応じた水準に設定

(注)食糧用麦(小麦・大麦)，牛肉，乳製品，砂糖については，協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において，見直しを行う。また，日本が第三国に与えた特恵的な市場アクセスの結果として日本の市場における競争力に重大な変化がある場合に，見直しを行う。(見直しに係る協議の結果は予断されていない)